

被害者等による少年審判の傍聴についての意見

2008年1月4日
少年法研究者有志

2007年11月29日、法務大臣が法制審議会に対して諮問した少年法改正要綱のうち、被害者等による少年審判の傍聴については、以下のような重大な疑問がある。

第一に、被害者等による少年審判の傍聴が、少年事件の被害者のニーズを真に反映しているわけではない。

被害を経験された方のなかからも、被害者等の心の傷は重大事件であるほど深刻なものになる傾向にあるが、少年審判は、重大事件であっても、事件発生から比較的短期間のうちに行われるため、被害者等は審判参加を認められた場合、被害からさほど間がない、気持ちの整理すらつかない時期に審判を傍聴せざるをえないこととなっており、被害者にとってかえって負担が生じることになるとの意見が出されている。たしかに、今回の要綱も傍聴を望まない被害者等にまで傍聴を強いる趣旨ではないであろう。しかし、審判傍聴の制度が導入されることになれば、傍聴を望まない被害者等が、それを望む被害者等に比べ、被害感情が弱いと社会から受け止められ、あるいは自分自身をそのようにみなすことによって、さらに心の傷を深めてしまうのではないかと危惧される。また、被害者等が実際に少年審判を傍聴した場合でも、事件発生からさほど時間が経過していないため、冷静に自己の行為を見つめ、被害者の苦しみに共感することができない少年の様子を目の当たりにすることにもなりかねず、さらに心の傷を深めてしまうことも予想される。

犯罪被害者等基本計画策定後も、すべての犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援は、被害者等にとって身近な地方自治体レベルでは、必ずしも満足いくまでには進んでいないと指摘されている。審判傍聴の制度を導入したとしても、実際に傍聴した被害者にとっても、また、傍聴せず、あるいは傍聴できない被害者にとっても、心の傷をさらに深め、さらなる負担を生じさせるだけである。それ以前に必要なとされるのは、経済的・精神的支援の充実なのである。

第二に、被害者等が少年審判を傍聴した場合、少年が畏縮し、自由に発言できないような雰囲気生まれ、「懇切を旨とし、和やかに」行われるべき少年審判の本質（少年法 22 条 1 項）が失われてしまうおそれがある。

一般に、少年は、少年審判という緊張した場のなかで畏縮しやすく、また、言語的理解力や表現力に劣る場合もあるため、自己の意見を十分に表明するのは困難である。それゆえにこそ、少年法 22 条 1 項は、少年が自己の意見を十分に表明できるように、懇切で和やかな少年審判を要求しているのである。しかし、被害者等が少年審判を傍聴した場合、審判廷のなかに被害者等が同席することによって、少年がさらに畏縮してしまい、自己の意見を表明できなくなってしまう危険は否定できない。裁判官が懇切で和やかな雰囲気を作る

ことも、實際上、困難になるであろう。こうして少年審判の本質が失われることになれば、それは少年法 22 条 1 項に違反するだけでなく、少年の意見表明権を保障する子どもの権利条約 12 条の趣旨にも適合しない。

第三に、被害者等による少年審判の傍聴が、家裁による事実認定の誤りを招くおそれがある。

2000 年の少年法第一次改正により、一定の重大事件については検察官が少年審判に関与することができるようになってきているが（22 条の 2）付添人の弁護士の話によれば、検察官の面前で、少年が畏縮し、発言できなくなる場合もあるという。これに加えて、刑事法廷に比べ小規模な造りの審判庭のなかで被害者等の傍聴が認められることになれば、とくに被害者等が非行事実の存在を信じて疑わない場合、少年が非行事実の不存在を主張することにさらなる圧力が生じることになるであろう。被害者等を前にして、少年が非行事実の不存在を主張することを諦めてしまえば、誤判の可能性が高まる結果となる。

また、このようにして誤判の危険性が高まり、後日、少年が犯人でなかったことが明らかとなった場合、少年を犯人だと信じてきた被害者がかえって傷つき、感情のやり場を失うことにもなってしまう。

第四に、被害者等が少年審判を傍聴することによって、家裁調査官による社会調査が困難になり、少年の成長発達にとって最適の処遇を選択できなくなるおそれがある。

少年審判には、少年の人格特性や成育歴、学校や職場等での状況、地域が抱える事情など事件の背景を調査した家裁調査官、少年の親族・関係者などが出席し、意見を述べることができ、これにより、事件の背景が明らかとなり、非行ある少年の成長発達にとって最適な処遇を選択することが可能となる。しかし、被害者等が審判を傍聴することになれば、家裁調査官が被害者を意識した調査を行うようになり、被害者が聞きたくないと思われる事実の調査や、少年の成長発達を促すうえで有益な社会資源の調査などがなおざりにされるおそれがある。また、審判を傍聴する被害者等を前にして、少年の親族・関係者がプライバシーに深く関わる発言を避けるようになることも容易に想像できる。比較的小規模な造りの審判庭のなかに関係者が同席するため、プライバシーに関わる発言が誤解される危険性も高くなるであろう。

実際、少年にさえ秘密にすることを前提に、家裁調査官の調査に協力する人も少なくない。それゆえ、被害者等が傍聴する審判において調査結果が明らかになることが知られれば、家裁調査官の調査に協力が得にくくなり、調査そのものが困難になることが予想される。なお、国連子どもの権利委員会が 2007 年に発表した「一般意見 10 号・少年司法における子どもの権利」においても、「プライバシーの全面的尊重」が強調されていることが留意されるべきである。

このようにして、被害者等の少年審判傍聴によって、少年事件の背景にある事実が明らかにされにくくなれば、少年の成長発達にとって最適な処遇の選択は不可能になり、少年の「健全な育成」という少年法の目的（1 条）に反する結果となるであろう。

被害者等による少年審判の傍聴については、このように重大な問題があるといわざるを

えない。法制審議会は、少年法改正要綱を審議するにあたり、これらの問題について慎重に議論を尽くすべきであり、被害者等による少年審判の傍聴を認める法改正を拙速に進めることは厳に避けなければならない。

以上

少年法研究者有志

安達光治（立命館大学准教授）
石塚伸一（龍谷大学教授）
上田信太郎（岡山大学教授）
内田博文（九州大学教授）
岡田行雄（九州国際大学准教授）
川崎英明（関西学院大学教授）
葛野尋之（立命館大学教授）
斉藤豊治（大阪経済大学教授）
佐々木光明（神戸学院大学教授）
白取祐司（北海道大学教授）
新屋達之（大宮法科大学院大学教授）
武内謙治（九州大学准教授）
恒光 徹（大阪市立大学教授）
土井政和（九州大学教授）
中川孝博（龍谷大学教授）
新倉 修（青山学院大学教授）
福島 至（龍谷大学教授）
淵野貴生（立命館大学准教授）
本庄 武（一橋大学専任講師）
前野育三（大阪経済法科大学教授）
正木祐史（静岡大学准教授）
村井敏邦（龍谷大学教授）
三島 聡（大阪市立大学准教授）
水谷規男（大阪大学教授）
山口幸男（日本福祉大学教授）